

◎新潟県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

南魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 南魚沼市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年12月20日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

新潟県南魚沼市大字浦佐字浅地及び字袋田地内

(2) 使用の部分

昭和57年新潟県告示第3106号、昭和58年新潟県告示第3280号、昭和62年新潟県告示第954号、昭和62年新潟県告示第1465号、平成元年新潟県告示第916号、平成3年新潟県告示第1578号、平成4年新潟県告示第312号、平成4年新潟県告示第1033号、平成6年新潟県告示第2062号、平成9年新潟県告示第1903号、平成9年新潟県告示第1939号、平成13年新潟県告示第2113号、平成15年新潟県告示第631号、平成15年新潟県告示第632号、平成20年新潟県告示第439号、平成24年新潟県告示第464号、平成27年新潟県告示第1520号及び令和3年新潟県告示第341号の事業地に新潟県南魚沼市大字浦佐字浅地、字中道から字追分までの区間内、字平石から字一水口までの区間内、字上島及び字袋田地内を加える。